

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年10月6日 10時00分ごろ
発生場所	沖縄県国頭村安田漁港南南西方沖 瀬高埼灯台から真方位209° 1.7海里付近 (概位 北緯26° 43.5′ 東経128° 18.6′)
事故の概要	水上オートバイ R X T - X 300は、航行中、機関の運転ができなくなり、風潮流により圧流されて岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年10月21日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ R X T - X 300、0.2トン（長さ2.99m） 296-27002 沖縄、個人所有 ガソリン機関、船内機、出力193kW、回転数毎分7,300、使用燃料ガソリン、平成30年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	不詳（船体行方不明）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、沖縄島を一周する目的で、令和6年10月5日09時00分ごろ、陸上から自動車に伴走する友人2人を伴って、沖縄県うるま市屋慶名港を出港して南下し、途中10回ほど燃料補給を行いながら安田漁港に到着した。 本船は、翌6日10時00分ごろ、燃料補給後、安田漁港を出港し、同漁港沖を左舷船首方からの波を受けながら船長の体感で約30km/hの対地速力で南進中、突然機関が停止した。 船長は、何度か機関の始動を試みたが始動できず、その後、東寄りの風の影響を受けて圧流され、安田漁港南南西方沖の岩場に乗り揚げた。 船長は、携帯電話で伴走車の友人に連絡したものの、電波の状態が悪くてつながらず、位置情報が途絶えて連絡が取れないことを心配した同人が、海上保安庁に捜索を要請した。 本船は、海上保安庁からの捜索依頼を受けた消防本部のゴムボート及び漁業協同組合所属船による捜索が行われ、機関が停止した場所から西方約300mの岩場に乗り揚げているところを発見された。 船長及び同乗者は、来援した海上保安庁の回転翼機により吊り上げ救助された。

	本船は、岩場に乗り揚げて移動できない状況であったので、海上保安庁が灯付きブイを設置して現場を離脱したが、後日、荒天により船体が行方不明となった。 船長は、乗揚直後に本船の機関室内に浸水を認めた。 船長は、令和6年9月ごろに本船を中古で購入した際、前所有者から特に機関等に不具合箇所はないと聞いており、本事故前に数回運航していた。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、航行中、機関が停止したことから、運航不能となり、東寄りの風の影響を受けて圧流され、岩場に乗り揚げたものと考えられる。 本船は、船長が乗揚直後に機関室への浸水を確認していることから、高波の中を航走したことで、海水が機関室上部のシートの隙間から浸入し、機関が海水に浸かったことで停止した可能性が考えられるが、船体が行方不明になっており、客観的情報が得られなかったことから、機関が停止に至った詳細を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、航行中、機関が停止したため、運航不能となり、東寄りの風の影響を受けて圧流され、岩場に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイの船長は、機関室上部のシート開閉の有無などの発航前点検を確実にを行い、不具合箇所を発見した場合には、適切な処置を行うこと。 ・水上オートバイの船長は、慣れない海域を航行する場合には、単独ではなく、複数の船舶で航行することが望ましい。